第１号様式（第２条関係）

（表）

博物館登録申請書

年　　月　　日

　大分県教育委員会　殿

住所

名称

代表者氏名

　博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 設置者の名称 |  |
| 設置者の住所 |  |
| 博物館の名称 |  |
| 博物館の所在地 |  |

注　添付書類については、裏面をご覧ください。

（裏）

　この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

１　館則の写し

２ 博物館の設置者が地方公共団体である場合にあつては、当該博物館の設置条例の写し

３　博物館の設置者が地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書

４　博物館の設置者が前二号に規定する法人以外の法人（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）を除く。）である場合にあつては、次に掲げる書類

⑴　当該法人の登記事項証明書

⑵　博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証する収支計画等

⑶　博物館の設置者である法人が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。）でないことを誓約する書面

⑷　博物館の運営を担当する役員の経歴を記載した書類

⑸　法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約する書面

５　博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類並びに当該方針の公表方法を示す書類

６　博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類

７　博物館資料の目録

８　展示、調査研究及び学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類

９　職員に対する研修の実施計画又は実績を示す書類

10　博物館の事業に関する収支計画を示す書類

11　館長の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類

12　学芸員の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類

13　館長及び学芸員以外の職員の名簿及び職務の分担を記載した書類

14　組織図等の博物館の運営を行う組織の態様を示す書類

15　博物館の事業に用いる建物及び土地の図面

16　博物館の事業に用いる建物及び土地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができること並びに当該権原に係る条件等を証する書類

17　防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることを示す書類

18　博物館の規模等に応じ利用者の安全及び利便性に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類

19　高齢者等博物館の利用に困難を有する者の円滑な利用に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類

20　その他教育長が必要と認める書類